

4月18日(日)は

米子市長選挙

米子市議会議員  
補欠選挙

の投票日です

今後の市政の方向を決める重要な選挙です。自分の  
自由な判断で、責任ある一票を投じましょう。

- 告示日：4月11日(日)
- 開票：18日(日)午後9時～(米子市民体育館)
- 問い合わせ 選挙管理委員会事務局  
(☎23-5346、FAX23-5349)

### 投票時間

午前7時～午後8時

※本宮公民館、上淀公民館の投票は午後7時まで。

### 期日前 投票日程

米子市役所4階、淀江支所1階

12日(月)～17日(土) 午前8時30分～午後8時

ホープタウン3階

14日(水)～17日(土) 午前10時～午後6時

### 投票できる方

- ▶年齢：平成15年4月19日以前に生まれた方
  - ▶住所：令和3年1月10日以前に米子市に住民登録の届出をした方
- ※投票日の前日までに、他の市区町村に転出した人は投票できません。ただし、転出前の期日前投票は有効です。

### 投票所入場券(はがき)

- ▶郵送：4月12日(月)～15日(木)
- 1通に3人分の投票所入場券がついています。1人分ずつ切り離して、投票所へ持参ください。
- ※届かない場合は、ご連絡ください。
- ※紛失された場合は、再交付します。投票所で本人が申し出てください。

### 投票場所

- ▶お住まいの地域の投票所
- ※投票所入場券(はがき)で投票所を確認して、お出かけください。

### 最近市内で引っ越した方

- ▶3月30日までに転居の届け出をした方  
新住所の投票所で投票
- ▶3月31日以降に転居の届け出をした方  
旧住所の投票所で投票

投票所を変更します

NEW

巖保育園 → 箕蚊屋小学校 ▶対象地域：二本木、今在家、蚊屋、浦津、吉岡、熊党、流通町

## 期日前投票

選挙の当日  
投票に行けない方

### ▶対象者

仕事や旅行、冠婚葬祭などで投票所へ行けない方  
新型コロナウイルスの感染が心配な方

### ▶持参するもの

投票所入場券、期日前投票宣誓書（入場券裏面）  
※入場券が届く前でも、選挙権があれば投票できます。  
届いている場合は、持参ください。  
※混雑緩和のため、投票所入場券の裏面にある期日前投票宣誓書を記入し、1人分を切り離し持参ください。

## 代理投票

病気やけがで  
投票用紙を書けない方

### ▶対象者

病気などで文字が書けない方  
※投票所で係員に申し出てください。係員が候補者の氏名を代理で書きます。  
※係員は、投票の内容を他者に漏らしません。

## 不在者投票

長期出張や入院などで投票所に行けない方

### ✓ 滞在地での不在者投票

#### ▶対象者

仕事や用事のため米子市外に滞在している方

#### ▶投票の流れ

- ①不在者投票宣誓書・請求書を記入し送付してください。  
用紙は選挙管理委員会に請求または市ホームページからダウンロードできます。
- ②投票用紙が届きます。滞在地の選挙管理委員会に持参し、投票してください。  
※投票日までに投票用紙が届かない場合は無効。なるべく早く投票してください。

### ✓ 指定病院・施設での不在者投票

#### ▶対象者

不在者投票の指定を受けている病院や老人ホームなどの施設に入院・入所中の方  
※投票方法は病院、施設の方にお問い合わせください。



▲米子市内の指定施設

米子市内の指定施設は、ホームページからご確認いただくか、お電話でお問い合わせください。

URL <https://www.city.yonago.lg.jp/32809.htm>

### ✓ 郵便による不在者投票

#### ▶対象者

（表1）の手帳などの交付を受けている人で、障がいの種類が該当する方

#### ▶投票に必要なもの

郵便等投票証明書

#### ▼（表1）

手帳などの種類	障がいの種類など	等級など
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能の障がい	1級、2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい	1級、3級
	免疫・肝臓の障がい	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障がい	特別項症から第2項症まで
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がい	特別項症から第3項症まで
介護保険被保険者証	介護保険の要介護状態の区分	要介護5

※事前に郵便等投票証明書の交付手続きなどが必要です。  
早めに選挙管理委員会までお問い合わせください。  
※申請書は、選挙管理委員会にあります。市ホームページからもダウンロードできます。  
※投票用紙の請求期限：4月14日（水）（必着）

#### ▼（表2）

手帳などの種類	障がいの種類など	等級など
身体障害者手帳	上肢・視覚の障がい	1級
戦傷病者手帳		特別項症から第2項症

#### ▶代理記載制度

郵便による不在者投票ができる方（表1）で、さらに（表2）に該当する方は、あらかじめ代理記載人を届け出て、投票用紙を代理で記載することができます。  
※代理で記載できる人は選挙権のある方に限る。